

まんまるはーと月形町



月形町

旬の新鮮情報

2015年11月号



大豆収穫作業スタート!!

上葛 泰隆さん(札比内)

11月のこよみ

(小) 霜月(しもつき)

寒さが厳しくなり、霜を見かけることが多くなる月です。

- 1日【米穀年度始め】
- 3日【文化の日】
- 8日【立 冬】次第に冷気が深くなり、こよみの上で冬に入る日
- 9日【全国火災予防運動】
- 19日【農協法公布記念日】制定68 年目
- 22日【小 雪】寒気が増し、雨が降って雪となる頃
- 23日【勤労感謝の日】勤労を喜び、生涯を祝いお互いに感謝する日

今月の行事予定

- 11日 JA北海道大会
- 26日 第10回理事会



URL:<http://www.hamanasu.to/ja-moon/>

平成二十七年二月一九日

農協法公布記念日にあたって



北海道農業協同組合中央会

会長 飛田稔章

昭和二十二年二月一九日に農業協同組合法（農協法）が制定され、今年で六八年目を迎えました。

戦後の食料不足等の混乱期に、農業者の協同組織の発達を通じ、農業生産力の増進と農業者の経済的・社会的地位の向上をはかり、国民経済の発展に寄与することを目的として、農協法が制定され農協が設立しました。

農協は「農民による農民のため組織」として、協同組合原則に掲げる「自主・自立」「民主的運営」の基本に立ち、相互扶助の精神のもと、幾多の困難な状況を乗り越え、組合員の経営と生活の安定並びにより良い地域社会の実現をめざし、各種事業を展開しながら今日に至っています。

言うまでもなく、農協法は農協の組織・事業を運営する基本法として極めて重要な役割を担っており、農協法公布記念日を契機に、改めて農協の原点に立ち返り、その意義と

役割について共通認識を深めることが重要であります。

このような中、過般、農協改革法案の成立、T P P交渉の大筋合意という我が国の農業・J Aに係る極めて大きな情勢変化があったところです。

農協改革については、法改正と農業所得の向上の関係などに関して、いまだに納得のいく説明なり理解が進まない一方で、准組合員制度のあり方や監査の仕組みなどの重要案件について今後の検討課題となっており、改めて地域農業の振興や農協運営への影響がないよう、政府に対する働きかけを含め、関連する取組みを進めていく必要があります。

一方、T P P交渉については、交渉参加一二年か国の閣僚会合を経て、去る一〇月五日による大筋合意がなされた経過にあります。

交渉に関する情報開示が極めて不十分であり、国民的議論もなまに大筋合意という結果に至ったこと

に對して強い憤りを覚えるとともに、生産現場においては、今回の合意内容と国会決議との整合性をはじめ、これまでの交渉の取り進め方には到底納得がいかなない状況にあります。

農業のみならず他の分野の合意内容についても全容が不明瞭であり、交渉を担ってきた政府・与党においては、国民との約束ともいえる国会決議と今回の合意内容との整合性や各分野の合意内容の全貌について説明責任を果たす必要があります。

我々J Aグループ北海道としては、これらの状況を見極めつつ、今後の取組みを再構築した中で、農業経営をはじめ地域農業・地域社会の持続的発展に支障がないよう、関係方面への働きかけなど最大限の努力を傾注してまいりたい所存です。

T P P交渉だけに限ったことではありませんが、国民との信頼関係がなければ国を形づくることは不可能であります。

とりわけ地方創生が叫ばれている中にあつては、各地域の声に十分に耳を傾け、真に国民に寄り添った対応が国には求められているのではないのでしょうか。

かかる状況のもと、先般、三年に一度のJ A北海道大会が開催され、「北海道五五〇万人と共に創る「力強い農業」と「豊かな魅力ある農村」に関する決議がなされたところであり

ます。

農業は、関係者それぞれの自助努力とともに、一般消費者・地域住民の理解と協力のもとに成り立つ産業であり、今回の決議事項にはその思いが込められております。

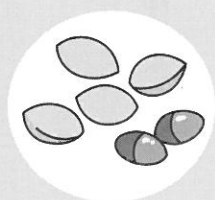
組合員・J A・連合会・中央会が各々の役割を再認識するとともに、J Aグループ北海道がより一体となり総合力を十分発揮した中で、大会決議事項を着実に実践していくことが大会開催の真の目的であります。

前述のとおり、農業・J Aを取り巻く環境は激動しており、生産現場では将来に対する不安が渦巻いております。

しかしながら、我々農業者・J Aグループは、農業という生命産業に携わっているという責任感と自負心のもと、この情勢変化の中から今後に向けた取組みを見出し、いくととも、農業・J Aに対する幅広い理解と共感を得る不断の努力を行いながら、長年にわたり先人が築き上げた本道農業並びに農業協同組合の基盤をさらに発展させ、後世にしっかりと継承するよう共に頑張ろうではありませんか。

今後とも、本道農業並びにJ Aがますます発展することを心より祈念し、農協法公布記念日にあたってのご挨拶といたします。

大豆の収穫作業及び 豆工房操業開始



一〇月五日より大豆の収穫作業が始まりました。
今年度の当JAへの出荷については大豆生産者五二戸、作付面積
約三五九.三haで、ユキホマレやトヨムスメを中心に作付されてお
り約一万五千俵の出荷見込みとなっています。
一方、豆工房の受け入れ及び調整については一〇月九日より操業を
開始し、来年一月下旬まで調製作業が続く見込みです。

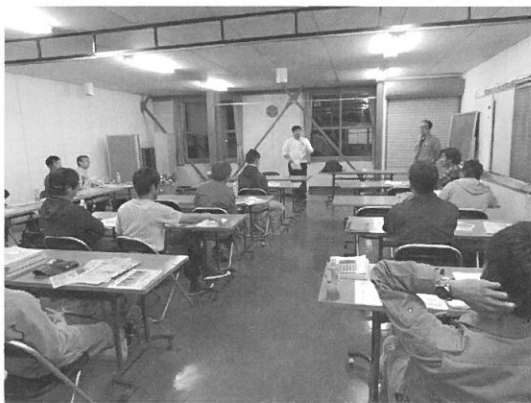


月形花き生産組合

カーネーション部会・ スターチス部会 品種説明会開催



月形花き生産組合は二〇月一日にカーネーション部会、八日にはス
ターチス部会でそれぞれ来年度に向けた品種説明会を開催しました。
両品目とも、今年度は天候の影響による品質の低下や病気の発生が多
かったりと厳しい状況が続きましたが、秀品率の高い品種や病気に強い
品種等、来年度の作付品種選定について生産者の参考になる説明が各
種苗メーカーより行われました。
また、品種説明後に行われた、ハウスの被覆資材の商品説明は、来年
度の品質向上に向けて生産者の参考になる様、資材メーカーより説明
されました。



空知農協青年部南部ブロックスポーツ大会 開催



一〇月二五日、当農協青年部（岩崎貞治部長）は栗沢B&G海洋センターにて開催された空知農協青年部南部ブロック主催親睦スポーツ大会へ参加しました。

今年の当農協青年部は総勢一六名、A・Bと二チーム編成で試合に臨み、Aチームが決勝トーナメントに進出。J・A夕張市青年部との決勝戦で惜しくも敗れ準優勝となりました。

大会終了後の懇親会では、他農協青年部員との交流もあり会場は終始にぎわっていました。



月形町農協青年部

農薬容器回収作業実施



一〇月三〇日、当農協資材店舗に於いて、今年二回目の農薬容器回収作業を実施しました。

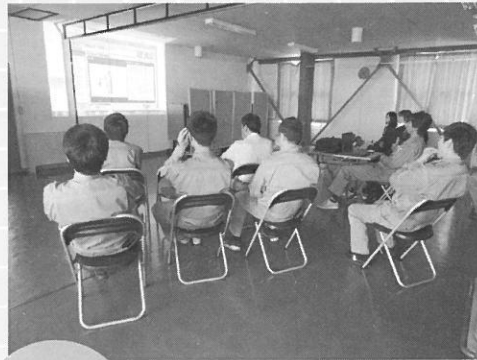
平成一七年より行ってきた農薬容器の回収作業ですが、今年も皆様のご協力により多くの容器回収を行うことが出来ました。来年も回収活動を継続して開催しますので、皆様のご協力をお願い致します。



Photo News



10月30日 資材店舗農機具等展示即売会
資材店舗前にて電動工具などの展示会が開催されました。



10月26日 消防訓練
消火活動に関する映像を鑑賞しました



お済ですか？ 消費税の届出

消費税の届け出はお済みですか？

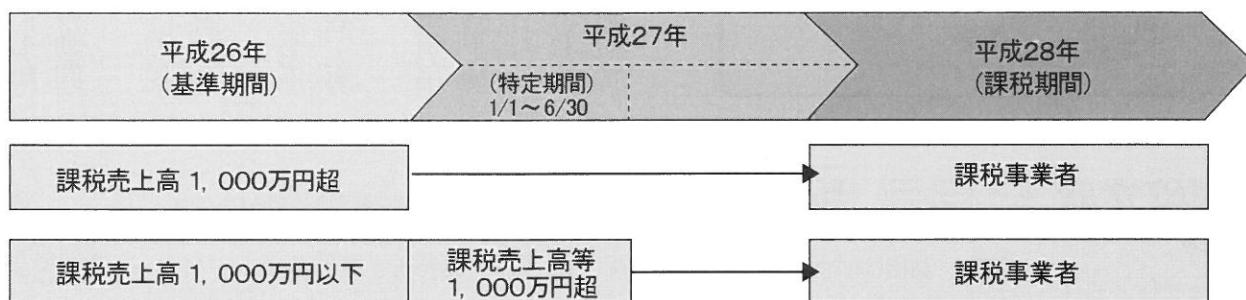
新たに課税事業者となる方

個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を提出する必要があります。

平成28年分において課税事業者となる方

平成26年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、平成28年分は消費税の課税事業者に該当します。

※ 平成26年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成27年1月1日から6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、平成28年分は消費税の課税事業者に該当します。この場合、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を提出する必要があります。なお、特定期間における、1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。



簡易課税制度の選択

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。平成28年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、平成27年12月31日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

簡易課税制度とは

課税期間における課税売上げに係る消費税額に、事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。

- ※ 簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。なお、選択をやめる場合には、やめようとする課税期間の開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。
- ※ 平成27年4月1日以後に開始する課税期間（個人事業者については原則として平成28年分）から、金融業及び保険業は第四種事業から第五種事業（みなし仕入率60%→50%）、不動産業は第五種事業から新たに設けられた第六種事業（みなし仕入率50%→40%）となります。詳しくは、国税庁ホームページの「消費税法令の改正等のお知らせ（平成26年4月）」をご覧ください。

注意事項

- 課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。
- 一般課税で申告される方（簡易課税制度の適用を受けない方）は、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び請求書等の両方の保存がない場合、仕入税額控除の適用を受けることができません。

※ 消費税の届出や、帳簿の記載方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。また、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。

※ 「消費税課税事業者届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」等の各種届出書はe-Taxでも提出できます。詳しい手続きについてはe-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。

理事会だより

第九回理事会議案

平成二十七年十月三日開催

付議第一号 固定資産(宅地)の取得について

付議第二号 マイナンバー制度開始に伴う個人情報

付議第三号 建設工事規程の一部改正について

付議第四号 農地流動化特別対策資金の貸付について

付議第五号 理事に対する

報告第一号 平成二十七年九月末現在組合員の動向について

報告第二号 平成二十七年九月末現在財務状況について

報告第三号 平成二十七年九月末現在事業計画・実績対比について

報告第四号 余裕金運用にかかるリスク管理手続きの一部改正について

報告第五号 平成二十七年産 米等農産物の集荷状況について

こんにちは農民連盟 -10月-

15日 第4回(拡大)執行委員会 TPP大筋合意に抗議する空知緊急集会

四役

16日 南ブロック「渡辺孝一衆議院議員とTPP大筋合意に対する意見交換会」

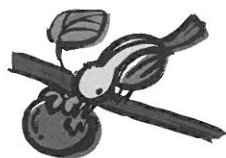
四役

25日 盟友 野崎 和弘 氏 家族葬儀 参列

副委員長

30日 自由民主党政務調査会意見交換会

書記長



る貸付について

報告第一号 平成二十七年

九月末現在組合員の動向

報告第二号 平成二十七年

九月末現在財務状況につ

いて

報告第三号 平成二十七年

九月末現在事業計画・実

績対比について

報告第四号 余裕金運用

にかかるリスク管理手続

きの一部改正について

報告第五号 平成二十七年

産 米等農産物の集荷状

況について

農協文庫 今月号 新刊のお知らせ

今月の農協文庫の新刊をお知らせします。

買取り・貸出しを行っていますので、詳しくは、営農推進課までご連絡下さい。

野菜を毎日手軽に食べられるレシピ本、発刊!

『野菜好きの管理栄養士が厳選!』

野菜のおかず決定版

このたび、「もっと手軽に」「それぞれのニーズにあった」調理で毎日野菜を食べられる健康レシピを300点掲載した標記図書を発刊いたします。

人気料理家・藤井恵さんが教える「野菜をおいしくたっぷり食べるコツ」や「カロリー・塩分・糖質減のレシピ」も掲載しています。また、販売部数に応じた奨励費も用意しております。ぜひ、ご活躍ください。



カロリー、糖質
塩分をキーワードにした健康レ
シピ満載!

女性部(会)の料理教室での
テキストや、各種記念品にご
活用ください!

野菜をおいしく食べる会 編
定価: 本体1,512円(税込)AB判・208頁

発行所/JA月形町 発行責任者/代表理事組合長 水口 裕行